

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年12月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 M E G A ドン・キホーテ柏崎店  
所在地 柏崎市東長浜町字東江149 外  
設置者 株式会社長崎屋
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所  
(変更前) 東京都中央区東日本橋一丁目1番5号  
(変更後) 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
  - (2) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) 柏崎長浜ショッピングセンター  
(変更後) M E G A ドン・キホーテ柏崎店
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) 株式会社長崎屋  
(変更後) 株式会社長崎屋ほか12者
  - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所  
・株式会社長崎屋  
(変更前) 東京都中央区東日本橋一丁目1番5号  
(変更後) 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
- 3 変更年月日  
2 (1) 及び(4) 平成21年9月1日  
2 (2) 及び(3) 平成23年6月29日
- 4 変更の理由  
2 (1) 大規模小売店舗設置者の住所変更があったため。  
2 (2) 大規模小売店舗の名称の変更があったため。  
2 (3) テナント変更があったため。  
2 (4) 小売業者の住所変更があったため。
- 5 届出年月日  
平成24年11月27日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、柏崎市産業振興部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成24年12月7日から平成25年4月7日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp